

決議案第1号

発議第 号

令和 2年 5月 14日

新城市議会議長 鈴木 達雄 殿

提出者 新城市議会議員 山田 辰也

賛成者 同 上 澤田 恵子

新城市議会議長の不信任決議案

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

ただいまから、議長不信任決議案の提案理由を述べます。
議会は住民を代表する公正の議員をもって構成される意思決定機関であります。
また議会は住民の代表である議員が論議を行うことを目的とし住民から選ばれた選良であります。

議長は議会の活動をまとめ議会を代表するものであります。
しかし5月12日の全員協議会での議長の議事の進め方は、秩序を保持し議事を整理し統理したとは言えない状態であり、今回の東三河広域連合議員選出においてまとめることができないばかりか、議会での採決も取らず次回の広域連合議長の権利をも辞退するという判断をし、翌13日には広域連合議会に事態の報告をしたこの行為は軽率であり、広域連合議会においての新城市議会の信頼を回復させることは容易ではありません。この適格性を欠いた行動において、私たちは議長を認めることはできません。

よってここに責任追及としての不信任を提出いたします。

決議案第2号

発議第 号

令和 2年 5月 14日

新城市議会議長 鈴木 達雄 殿

提出者 新城市議会議員 山田 辰也

賛成者 同 上 澤田 恵子

新城市議会厚生文教委員長の不信任決議案

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

それでは、厚生文教委員長不信任決議案の提案理由を述べます。

平成30年3月28日・29日東京研修における政務活動費の用途について疑惑があると令和元年5月21日に住民監査請求がされ、その後名古屋地裁に、新城市議会政務活動費返還請求住民訴訟が起こされました。

訴訟に入る前、一部の議員や住民訴訟の原告より宿泊費一人13,000円の自主的な返還をしたらどうかとの打診をするも、それを断り結果裁判となり進行して行きました。裁判当初は「政務活動は正当であり主張する」としながら、裁判中又令和元年7月16日に政治倫理基準違反審査請求により開かれた政治倫理審査会においても、またその間にも行われた全員協議会の場においても提出を求められた国会への陳情の要望書提出を拒み、積極的に自らの疑義を晴らそうとする姿勢はうかがえませんでした。

しかし、議長許可のもと提出されていた要望書を確認することができたのですが、そこには「新城市議会」と提出者の記載があり、議会の総意として提出されたかのようにしてあることは背信行為です。又国会に提出した要望書につけてあった署名用紙がカラーコピーがされ別も要望書に添付されていたことは、有印私文書偽造ともなります。

この平成30年3月29日の独立行政法人国立印刷局東京工場の研修では、重要な紙幣や書類等の偽造防止技術を学ぶためのものであったはずなのに、自らがそれを否定するような行いをしたことは、到底委員長としての適格性・判断力に欠けていると考えます。

又あれほど正当性を主張すると断言しながら、裁判の結審を待たず宿泊費の一人13,000円を令和2年3月30日何の説明もなく市に返還し、政務活動費の収支報告の訂正をし、新聞記者へも「自主返還である」との内容で記事の掲載をさせたのです。正当な政務活動であるとするなら身の潔白を証明するチャンスであるはずなのに、それさえ反故にしたことは信用ができないのです。

よってここに責任追及としての不信任を提出いたします。

決議案第3号

発議第 号

令和 2年 5月 14日

新城市議会議長 鈴木 達雄 殿

提出者 新城市議会議員 山田 辰也

賛成者 同 上 澤田 恵子

新城市議会議会監査委員の不信任決議案

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

ただいまから、議選監査委員の不信任決議案の提出理由を述べます。
新城市議会の合意のもと、人格が高潔で財務管理・経営管理・行政運営に関し
優れた識見を有するものとして、監査委員が選ばれます。

この議選監査委員においても委員長に対する不信任と同様の為省略しますが、
付け加え議員の中においてもなお一層人格が高潔である立場の監査委員であり
ながら、このような政務活動費の疑義に対して正しい判断と行動が取れないこ
とは適格性に欠けていると考えられる為、よってここに責任追及としての不信
任を提出いたします。

決議案第4号

発議第 号

令和 2年 5月 14日

新城市議会議長 鈴木 達雄 殿

提出者 新城市議会議員 山田 辰也

賛成者 同 上 澤田 恵子

新城市議会議会運営委員会委員長及び予算決算委員会委員長の不信任決議案

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

それでは、議会運営委員会委員長及び予算決算委員会委員長不信任決議案の提案理由を述べます。

平成30年3月28日・29日東京研修における政務活動費の使途について疑惑があると令和元年5月21日に住民監査請求がされ、その後名古屋地裁に、新城市議会政務活動費返還請求住民訴訟が起こされました。

訴訟に入る前、一部の議員や住民訴訟の原告より宿泊費一人13,000円の自主的な返還をしたかどうかとの打診をするも、それを断り結果裁判となり進行して行きました。裁判当初は「政務活動は正当であり主張する」としながら、裁判中又令和元年7月16日に政治倫理基準違反審査請求により開かれた政治倫理審査会においても、またその間にも行われた全員協議会の場においても提出を求められた国会への陳情の要望書提出を拒み、積極的に自らの疑義を晴らそうとする姿勢はうかがえませんでした。

しかし、議長許可のもと提出されていた要望書を確認することができたのですが、そこには「新城市議会」と提出者の記載があり、議会の総意として提出されたかのようにしてあることは背信行為です。又国会に提出した要望書につけてあった署名用紙がカラーコピーがされ別も要望書に添付されていたことは、有印私文書偽造ともなります。

この平成30年3月29日の独立行政法人国立印刷局東京工場の研修では、重要な紙幣や書類等の偽造防止技術を学ぶためのものであったはずなのに、自らがそれを否定するような行いをしたことは、到底委員長としての適格性・判断力に欠けていると考えます。

又あれほど正当性を主張すると断言しながら、裁判の結審を待たず宿泊費の一人13,000円を令和2年3月30日何の説明もなく市に返還し、政務活動費の収支報告の訂正をし、新聞記者へも「自主返還である」との内容で記事の掲載をさせたのです。正当な政務活動であるとするなら身の潔白を証明するチャンスであるはずなのに、それさえ反故にしたことは信用ができないのです。

よってここに責任追及としての不信任を提出いたします。

決議案第5号

発議第 号

令和 2年 5月 14日

新城市議会議長 鈴木 達雄 殿

提出者 新城市議会議員 山田 辰也

賛成者 同 上 澤田 恵子

新城市議会議会改革調査特別委員会委員長の不信任決議案

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

それでは、議会改革調査特別委員会委員長不信任決議案の提案理由を述べます。

平成30年3月28日・29日東京研修における政務活動費の用途について疑惑があると令和元年5月21日に住民監査請求がされ、その後名古屋地裁に、新城市議会政務活動費返還請求住民訴訟が起こされました。

訴訟に入る前、一部の議員や住民訴訟の原告より宿泊費一人13,000円の自主的な返還をしたらどうかとの打診をするも、それを断り結果裁判となり進行して行きました。裁判当初は「政務活動は正当であり主張する」としながら、裁判中又令和元年7月16日に政治倫理基準違反審査請求により開かれた政治倫理審査会においても、またその間にも行われた全員協議会の場においても提出を求められた国会への陳情の要望書提出を拒み、積極的に自らの疑義を晴らそうとする姿勢はうかがえませんでした。

しかし、議長許可のもと提出されていた要望書を確認することができたのですが、そこには「新城市議会」と提出者の記載があり、議会の総意として提出されたかのようにしてあることは背信行為です。又国会に提出した要望書につけてあった署名用紙がカラーコピーがされ要望書に添付されていたことは、有印私文書偽造ともなります。

この平成30年3月29日の独立行政法人国立印刷局東京工場の研修では、重要な紙幣や書類等の偽造防止技術を学ぶためのものであったはずなのに、自らがそれを否定するような行いをしたことは、到底委員長としての適格性・判断力に欠けていると考えます。

又あれほど正当性を主張すると断言しながら、裁判の結審を待たず投げ出し宿泊費の一人13,000円を令和2年3月30日何の説明もなく市に返還し、政務活動費の収支報告の訂正をし、新聞記者へも「自主返還である」との内容で記事の掲載をさせたのです。正当な政務活動であるとするなら身の潔白を証明するチャンスであるはずなのに、それさえ反故にしたことは信用ができないのです。

よってここに責任追及としての不信任を提出いたします。

決議案第6号

発議第 号

令和 2年 5月 14日

新城市議会議長 鈴木 達雄 殿

提出者 新城市議会議員 山田 辰也

賛成者 同 上 澤田 恵子

新城市議会経済建設委員長の不信任決議案

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

それでは、経済建設委員長不信任決議案の提案理由を述べます。

平成30年3月28日・29日東京研修における政務活動費の使途について疑惑があると令和元年5月21日に住民監査請求がされ、その後名古屋地裁に、新城市議会政務活動費返還請求住民訴訟が起こされました。

訴訟に入る前、一部の議員や住民訴訟の原告より宿泊費一人13,000円の自主的な返還をしたらどうかとの打診をするも、それを断り結果裁判となり進行して行きました。裁判当初は「政務活動は正当であり主張する」としながら、裁判中又令和元年7月16日に政治倫理基準違反審査請求により開かれた政治倫理審査会においても、またその間にも行われた全員協議会の場においても提出を求められた国会への陳情の要望書提出を拒み、積極的に自らの疑義を晴らそうとする姿勢はうかがえませんでした。

しかし、議長許可のもと提出されていた要望書を確認することができたのですが、そこには「新城市議会」と提出者の記載があり、議会の総意として提出されたかのようにしてあることは背信行為です。又国会に提出した要望書につけてあった署名用紙がカラーコピーがされ別も要望書に添付されていたことは、有印私文書偽造ともなります。

この平成30年3月29日の独立行政法人国立印刷局東京工場の研修では、重要な紙幣や書類等の偽造防止技術を学ぶためのものであったはずなのに、自らがそれを否定するような行いをしたことは、到底委員長としての適格性・判断力に欠けていると考えます。

又あれほど正当性を主張すると断言しながら、裁判の結審を待たず宿泊費の一人13,000円を令和2年3月30日何の説明もなく市に返還し、政務活動費の収支報告の訂正をし、新聞記者へも「自主返還である」との内容で記事の掲載をさせたのです。正当な政務活動であるとするなら身の潔白を証明するチャンスであるはずなのに、それさえ反故にしたことは信用ができないのです。

よってここに責任追及としての不信任を提出いたします。